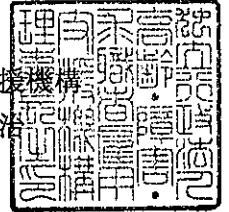


25 高障求発第 148 号  
平成 25 年 7 月 2 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

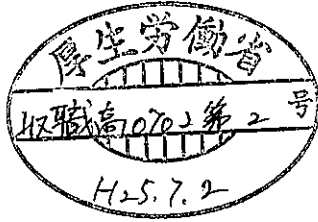
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理事長 小林 利治



不要財産の国庫納付に係る認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

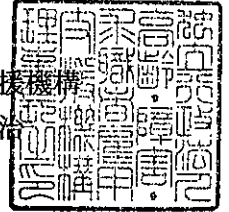
- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容  
現金及び預金
- 二 不要財産と認められる理由  
当該財産は、借上事務所等の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成24事業年度中に契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日におけるその額  
68,978,710円
- 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容  
労働保険特別会計雇用勘定 政府出資金 8,248,373円  
労働保険特別会計雇用勘定 運営費交付金 60,730,337円  
合 計 68,978,710円
- 五 現物による国庫納付の予定時期  
国庫納付に係る認可通知受理後に速やかに行う
- 六 その他必要な事項  
特になし



25 高障求発第 149 号  
平成 25 年 7 月 2 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理事長 小林 利治



不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求の催告について

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 3 第 1 項及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 147 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり認可申請いたします。

- 一 民間等出資に係る不要財産の内容  
現金及び預金
- 二 不要財産と認められる理由  
当該財産は、借上事務所等の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成24事業年度中に契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日におけるその額  
3,332円
- 四 当該不要財産の取得に係る出資の内容  
別添1のとおり
- 五 催告の内容  
別添2のとおり
- 六 その他必要な事項  
特になし

## 現金及び預金

(単位：円)

① 当該財産に係る地方公共団体出資額	3,332
--------------------	-------

## ② 当該財産に係る各地方公共団体の出資額

	地方公共団体名	出資金	割合	払戻予定額
1	北海道	3,854,741	1.7%	58
2	小樽市	989,905	0.4%	15
3	青森県	11,318,534	5.1%	170
4	花巻市	2,440,494	1.1%	37
5	大館市	5,286,110	2.4%	79
6	山形市	2,440,494	1.1%	37
7	福島県	5,445,923	2.5%	82
8	千葉県	53,379,814	24.1%	803
9	東京都	5,063,441	2.3%	76
10	神奈川県	9,358,437	4.2%	141
11	富山県	6,882,876	3.1%	104
12	石川県	7,803,910	3.5%	117
13	山梨県	3,762,922	1.7%	57
14	岐阜県	3,898,135	1.8%	59
15	大津市	5,314,913	2.4%	80
16	京都市	751,672	0.3%	11
17	大阪府	16,309,058	7.4%	245
18	尼崎市	6,022,485	2.7%	91
19	鳥取市	2,284,302	1.0%	34
20	島根県	68,483	0.0%	1
21	岡山県	330,003	0.1%	5
22	岡山市	354,940	0.2%	5
23	広島県	6,058,357	2.7%	91
24	広島市	692,906	0.3%	10
25	山口県	5,008,413	2.3%	75
26	周南市	351,750	0.2%	5
27	徳島県	15,373,894	6.9%	231
28	北九州市	19,788,755	8.9%	298
29	田川市	398,631	0.2%	6
30	福岡市	595,536	0.3%	9
31	久留米市	281,238	0.1%	4
32	大牟田市	143,283	0.1%	2
33	宮崎県	7,077,812	3.2%	106
34	鹿児島県	12,474,465	5.6%	188
	合計	221,606,632	100%	3,332

## 現金及び預金

(単位：円)

① 当該財産に係る地方公共団体への払戻見込額	3,332
------------------------	-------

## ② 当該財産に係る各地方公共団体の払戻見込額

	地方公共団体名	出資金	割合	払戻予定額
1	北海道	3,854,741	1.7%	58
2	小樽市	989,905	0.4%	15
3	青森県	11,318,534	5.1%	170
4	花巻市	2,440,494	1.1%	37
5	大館市	5,286,110	2.4%	79
6	山形市	2,440,494	1.1%	37
7	福島県	5,445,923	2.5%	82
8	千葉県	53,379,814	24.1%	803
9	東京都	5,063,441	2.3%	76
10	神奈川県	9,358,437	4.2%	141
11	富山県	6,882,876	3.1%	104
12	石川県	7,803,910	3.5%	117
13	山梨県	3,762,922	1.7%	57
14	岐阜県	3,898,135	1.8%	59
15	大津市	5,314,913	2.4%	80
16	京都市	751,672	0.3%	11
17	大阪府	16,309,058	7.4%	245
18	尼崎市	6,022,485	2.7%	91
19	鳥取市	2,284,302	1.0%	34
20	島根県	68,483	0.0%	1
21	岡山県	330,003	0.1%	5
22	岡山市	354,940	0.2%	5
23	広島県	6,058,357	2.7%	91
24	広島市	692,906	0.3%	10
25	山口県	5,008,413	2.3%	75
26	周南市	351,750	0.2%	5
27	徳島県	15,373,894	6.9%	231
28	北九州市	19,788,755	8.9%	298
29	田川市	398,631	0.2%	6
30	福岡市	595,536	0.3%	9
31	久留米市	281,238	0.1%	4
32	大牟田市	143,283	0.1%	2
33	宮崎県	7,077,812	3.2%	106
34	鹿児島県	12,474,465	5.6%	188
	合計	221,606,632	100%	3,332